

# 令和 8（2026）年度ゴルフツーリズム受入体制整備等事業 企画提案仕様書

## 1 委託事業名

令和 8（2026）年度ゴルフツーリズム受入体制整備等事業

## 2 事業目的

日本政府観光局の訪日外客統計（速報値）によると、近年、多くのインバウンド観光客が訪日しており、観光消費額拡大に向けた絶好の機会が訪れている。しかしながら、本県においては東京から近く、日帰りしやすいという地理的条件等から、滞在時間の短いインバウンド観光客が多く、この機会を活かしきれていない。

そこで、本事業により、本県が優位性を持ち、かつ、インバウンド観光客の滞在の長期化を見込める「ゴルフ」を「新規育成・強化資源」の一つとして位置づけ、ゴルフを核としたツーリズム（以下「ゴルフツーリズム」という。）の推進を図ることで、本県を来訪するインバウンド観光客の滞在長期化、引いては観光消費額の拡大を目指すこととしている。

このゴルフツーリズムの推進に向け、インバウンド向けのゴルフツーリズムに幅広い知見やノウハウを持つ専門事業者の協力を得て、県内の受入体制構築及び効果的なプロモーションによる外国人ゴルフ観光客の誘客促進を本事業の目的とする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和 9（2027）年 3 月 19 日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### (1) ゴルフツーリズムの推進に関する実態調査及び戦略等のローリング

#### ア 実態調査

令和 7（2025）年度ゴルフツーリズム受入体制整備等事業（以下「前年度事業」という。）において実施した実態調査の結果を踏まえ、ゴルフツーリズムに関連する県内ゴルフ事業者や宿泊事業者、観光関連事業者、その他関係団体等（以下「ゴルフツーリズム関係者」という。）に対するヒアリング等の調査を継続して実施し、外国人ゴルフ観光客の受入状況の推移や課題の変化を把握すること。

#### イ 戦略及びロードマップのローリング

(1)アの調査結果を踏まえ、前年度事業において策定したゴルフツーリズムの推進及び課題解決等に向けた取組等をまとめた戦略並びにゴルフツーリズムの関係者が戦略についての共通認識を持つことを主たる目的とするロードマップについて、ローリングを行うこと。

### (2) ゴルフツーリズムの推進に向けた受入環境の整備

#### ア 旅行事業者の育成

栃木県における外国人向けゴルフツーリズムを手配できる旅行事業者を育成するため、ツアー手配に関するノウハウの教示や旅程表作成に係る助言など、育成に資する適切な支援を行うこととし、企画提案書に育成方法を記載すること。なお、育成する事業者数は 2 者以上とし、委託者と調整の上、決定する。

## イ ゴルフツーリズム推進体制の構築

前年度事業において策定した戦略及びロードマップを踏まえ、将来的に自走可能なゴルフツーリズム推進体制の構築を目的としたワークショップ等を開催することとし、企画提案書に実施時期、実施方法及びテーマを記載すること。なお、ワークショップ等の実施回数は2回以上とし、委託者と調整の上、決定する。

### (3) 招請ツアーの実施

#### ア 被招請者の選定・調整・連絡

(ア) (1)イの戦略及びロードマップを踏まえ、訪日ゴルフ旅行を取り扱う、あるいは市場参入を目指す旅行会社（本県ゴルフツーリズムの推進に資するものと判断できる場合には、ランドオペレーターも可とする）、2社2名以上招請することとし、被招請者の選定及び招請ツアーの実施に必要な調整、連絡を行うこと。なお、招請を予定する国及び被招請者の候補を選定理由と併せて企画提案書に記載すること。

(イ) 原則として被招請者は日本語または英語を理解する者とし、日本語での会話が困難な被招請者がいる場合には、被招請者に対応する言語の通訳を手配すること。

#### イ 招請ツアーの企画

(ア) 全行程は4泊5日以上の日数とし、原則令和8（2026）年7～12月中旬までの間に実施すること。なお、実施時期については委託者と協議の上、決定する。

(イ) 招請コースの内容について、想定する被招請者の市場ニーズや特性等を踏まえて企画提案時点での行程案を企画提案書に記載すること。

(ウ) 基本行程は次のとおりとし、委託者と協議の上、決定する。

月 日	地 域	内 容
1 日 目	東京都・千葉県 栃木県	AM 入国 PM 栃木着（又は2日目早朝に栃木着）
2～4 日 目	栃木県	終日 視察
5 日 目	栃木県 東京都・千葉県	AM 視察 PM 栃木発 出国

#### ウ 被招請者に対する交通の手配、調整

(ア) 被招請者全員分の居住地から本県までの交通の手配（航空券含む）を行うこと。

(イ) 県内の移動については、専用車を手配すること。

#### エ 全行程における食事や宿泊等の手配、調整

(ア) 被招請者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、施設体験等の手配を行うこと。

(イ) 宿泊施設は、1室1名とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とすること。

#### オ 添乗員の手配

(ア) 全行程における被招請者の引率のために、添乗員を1名手配し、その実施につき滞りのない運営ができる体制を構築すること。なお、添乗員は全行程を通じて原則同一人物とする。

(イ) 添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うものとする。

(ウ) 添乗員の交通費、宿泊費、施設体験料、飲食費は委託料に含むものとする。

#### カ ゴルフ有識者の帯同調整

(ア) 招請ツアーにおいて、ゴルフに関する専門的知見を有し、被招請者に対して本県ゴルフツーリズムに関する説明（本県でゴルフをするメリットや他県ゴルフ場との比較等）ができる者（以下「ゴルフ有識者」という。）を原則1名帯同させること。なお、業務遂行に支障がない場合には、(3)ア(イ)の通訳や(3)オ(ア)の添乗員との兼務も可能とする。

(イ) ゴルフ有識者の交通費、宿泊費、施設体験料、飲食費は委託料に含むものとする。

#### キ 視察先となるゴルフ場等への事前確認及び助言等

(ア) 招請ツアーにおいて視察するゴルフ場や宿泊施設等について、外国人ゴルフ観光客の受入体制の事前確認を行うとともに、ゴルフ有識者の協力も得ながら、視察先の施設に対し、受入体制の整備に必要な助言や質疑への対応等を実施すること。

#### ク 招請ツアーのフォローアップ

(ア) 被招請者及びゴルフ有識者等、招請ツアー参加者に対しツアー内容に関する満足度や意見、今後の商品造成の見込み等、今後のゴルフツーリズムの推進に向けた検討材料になるアンケートを実施すること。

(イ) アンケートの内容については、事前に委託者の確認を受け、招請ツアー実施後、速やかに実施・集計・分析し、結果を報告すること。

(ウ) 被招請者に対し、商品造成状況の確認等のフォローアップを行うこと。なお、商品造成ができなかった場合はその理由を調査すること。

### (4) 海外商談会への出展

#### ア 商談会の選定

前年度事業において策定した戦略及びロードマップを踏まえ、本県ゴルフツーリズムの認知向上や海外旅行会社等との関係構築を目的として、海外で開催される商談会に出展することとし、企画提案書に出展を想定する海外商談会を選考理由と併せて記載すること。

#### イ 商談資料の作成

海外商談会において、本県ゴルフツーリズムを効果的に訴求するため、ターゲット市場の特性を踏まえた商談資料を作成すること。なお、当該資料には、本県ゴルフ場の強み、受入体制、周辺観光資源、モデルルート等を盛り込み、必要に応じて英語で策定すること。

#### ウ 商談責任者の配置

商談会において、ゴルフに関する専門的知見及び海外旅行会社との商談経験を有し、本県ゴルフツーリズムに関する魅力を的確に説明できる者を商談責任者として1名以上配置し、その実施につき滞りのない対応ができる体制を構築すること。なお、商談責任者の交通費、宿泊費及び飲食費は、委託料に含むものとする。

#### エ 県内旅行事業者に対する支援

(2)イの県内旅行事業者が参加する場合には、海外旅行会社等との関係構築及び商談の円滑化に向け、事前説明、商談調整、商談後のフォローなど、必要な支援を行うこと。

#### オ 実施結果の報告

商談件数、商談相手の属性、具体的な商談内容、フォローアップ方針等を整理し、速やかに報告すること。

(5) メディアへの掲載

ア 媒体の選定

海外の旅行会社、ゴルファー向けに発行されるインバウンドゴルフプロモーション媒体において、本県ゴルフツーリズムに係る記事を掲載することし、企画提案書に掲載する媒体を選考理由と併せて記載すること。

イ 掲載記事の製作

海外における本県ゴルフツーリズムの認知度向上及び外国人ゴルフ観光客の誘客に向けて、海外の旅行会社やゴルファーに訴求する記事を作成すること。なお、記事製作費、画像使用料は、委託料に含むものとする。

(6) その他

(ア) 委託者が本県サイト「Visit Tochigi」(<https://www.visit-tochigi.com/>) で公開するゴルフツーリズムに関する新規モデルルート（2ルートを予定）に組み込むコンテンツ等内容について必要な助言を行うこと。

(イ) 上記のほか、委託者の求めに応じ、ゴルフツーリズムに関する情報や参考資料を可能な限り提供すること。

## 5 その他の留意事項

- (1) 本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 委託者は、委託期間中いつでも、その作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (5) 提出物に重大な瑕疵があった場合は、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (6) 事業の成果は、委託者及び栃木県に帰属する。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は業務遂行に際して疑義が生じた事項については、その都度委託者と協議の上対応するものとする。
- (8) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
- (9) 本事業に係る一切の経費は、全て当初委託金額に含むものとする。

## 6 成果指標

- (1) ゴルフツーリズムの推進に関する調査及び戦略等の策定
  - ・ ゴルフツーリズムの推進に関する戦略改訂版の提出
  - ・ ゴルフツーリズムの推進に関するロードマップ改訂版の提出
- (2) ゴルフツーリズムの推進に関する機運醸成及び関係者の連携強化  
ワークショップ等実施回数：2回以上

(3) 招請ツアーの実施

2社2名以上

(4) 商品造成数

2本

## 7 成果物の作成・提出

(1) 提出物

事業実施報告書 紙媒体2部、USBメモリ1個

※報告書等の作成にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。

(2) 提出期限

令和9（2027）年3月19日（金）

(3) 提出先

栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

栃木県国際観光推進協議会（栃木県産業労働観光部観光交流課内）

## 8 企画提案書に盛り込む内容

以下の項目を盛り込んだ企画書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）

(1) 企画提案者の概要等

(2) 企画提案内容

- ・外国人ゴルフ観光客誘客にあたっての課題認識
- ・「4 委託業務の内容」に記載の業務に関する実施内容案
- ・「4 委託業務の内容」に記載の業務内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容。

(3) 業務スケジュール

(4) 業務実施体制

(5) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績

(6) 見積額（合計額だけでなく、業務内容毎に積算内訳を記載すること。）

# ゴルフツーリズムの推進に関する戦略及びロードマップ（概要版）

## 現状

『将来的なゴルフ人口の減少』：ゴルフ参加人口は将来的に減少。主な理由はプレーヤーの高齢化、若年層などの参加率の伸び悩み。  
『県内ゴルフ事業者等の認識』：ゴルフ人口減少に直面し、新たな市場開拓の必要性を認識するも、海外客への期待と課題が共存。

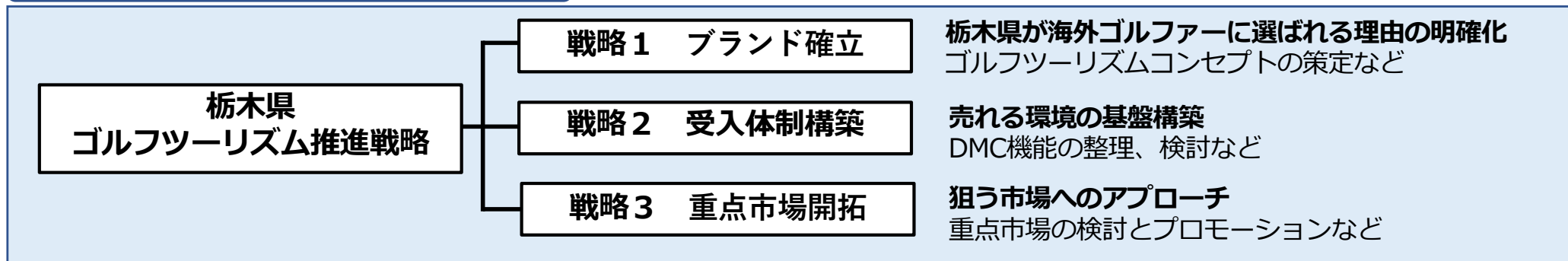


打ち手 = 国内市場縮小に伴う新規顧客開拓 = 海外ゴルファーの受入

## 海外ゴルファー受入の課題

- 課題 1：海外ゴルファーや旅行会社に対して、栃木の「ゴルフ」の認知度が低い
- 課題 2：海外からの問い合わせや旅行商品を手配できる旅行会社、ランドオペレーター不足
- 課題 3：栃木県を訴求するゴルフツーリズムの代表的なモデルコースが存在しない
- 課題 4：ゴルフツーリズム関係者の地域内、及び地域外の連携が不十分

## 海外ゴルファーの受入戦略



## スケジュール

	施策	2026 上期	2026 下期	2027 上期	2027 下期	その後
ブランド確立	ゴルフツーリズムコンセプトの策定など	検討・策定		改訂		自立的な運営と実施 (自走化)
受入体制構築	DMC機能の整理、検討など	機能整理		検証	展開	
重点市場開拓	重点市場の検討とプロモーションなど	市場検討・商談会等への参加				

注：戦略の推進にあたり、項目を細分化した施策を今後予定。そのためスケジュールは一部の代表的な項目を記載。